

幡屋交流センター建設設計業務 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 幡屋交流センター整備事業 幡屋交流センター建設設計業務

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 幡屋交流センター
- (2) 施設場所 雲南市大東町仁和寺 950-2、950-3、950-5、958、958-1、958-2、2596-1、
長狭物の一部（950-5 地先から 958-1 地先）
- (3) 施設用途 集会所（交流センター）

3. 履行期限 令和 8 年 2 月 2 7 日

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

A:敷地面積 約 8,100 m²

B:用途地域 都市計画区域内 建ぺい率 70% 容積率 200%

(2) 建物の条件

A:構造 木造若しくは鉄骨造、平屋建て

B:延べ面積 660 m²以内

C:耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営
整第 198 号、国営設第 135 号）による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- 1) 構造体 II 類
- 2) 建築非構造部材 B 類
- 3) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件（予定）

A:概算工事費 550 百万円（税込） ※外構工事を含む

B:建設工期 令和 8 年度

(4) 設計の方針・条件

- ・本業務は、「幡屋交流センター建設基本計画」に定める事項（施設整備の基本方針及び所要室・各面積、仕上げ、設備、備品及び外構等に関する設計方針）を基本条件として設計を行うものである。良好な業務執行性（利便性等）が確保できるように、屋外空間も含めた敷地全体の計画を行うこと。
- ・省エネルギー対策については、Nearly ZEBの実施基準に適合し、太陽光発電設備を設置する計画とする。
- ・交流センターの配置については、敷地の立地、地形等の状況を踏まえ、外構計画にも配慮した計画とすること。

(ア) 外構計画

- ・屋外空間（駐車場等）は本業務で計画するが、別途発注する「幡屋交流センター造成設

計業務（仮）」との調整が必要。

(イ) 別途業務（予定）

- ・ 幡屋交流センター造成設計業務（仮）
- ・ 幡屋交流センター地質調査業務（仮）

(ウ) その他

- ・ プロポーザル説明書記載の「特に重視する設計上の配慮事項」については、提出された技術提案書の内容を反映させること。
- ・ 地元協議等に必要な資料の作成に協力すること。
- ・ 「雲南市公共建築物等木材利用行動計画」に基づき、木材利用を推進する設計を行うこと。
- ・ ライフサイクルコスト縮減に向け、建設コスト及び維持管理コスト等の縮減を検討すること。
- ・ 今後、維持管理が行いやすい形状及び手法で設計を行うこと。

(5) 中間報告

- ・ 令和6年10月末までに概算工事費を算出すること。
- ・ 令和7年10月末までに工事費を算出すること。

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、●印のついたものについては、○印のついたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

- プロポーザル方式手続きの参加表明書に添付した管理技術者を配置すること

(2) 担当技術者の資格要件

- プロポーザル方式手続きの参加表明書に添付した主任担当技術者を配置すること

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲（各項目の業務範囲については別表1のとおり）

- a. 基本設計
 - 建築（総合）基本設計
 - 建築（構造）基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 機械設備基本設計
- b. 実施設計
 - 建築（総合）実施設計
 - 建築（構造）実施設計
 - 電気設備実施設計
 - 機械設備実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務 ※設計書は営繕積算システム RIBC2 により作成すること

- ・ 建築積算

(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴取、見積検討資料の作成)

- ・ 電気設備積算

(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴取、見積検討資料の作成)

- ・ 機械設備積算

(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴取、見積検討資料の作成)

- ・透視図作成

[種類 () 判の大きさ () 枚数 () 額の有無 () 材質 ()]

- ・透視図の写真撮影

[カット枚数 () 判の大きさ () 白黒・カラーの別 () 電子データ ()]

- ・模型製作

[縮尺 () 主要材料 () ケースの有無 () 材質 ()]

- ・模型写真撮影

[カット枚数 () 判の大きさ () 白黒・カラーの別 () 電子データ ()]

- ・ 確認申請手続き業務 (手数料は 含む () 円) 含まない)

- ・構造計算適合性判定手続き業務 (手数料は 含む () 円)・含まない)

- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手続き業務 (手数料は 含む () 円) 含まない)

- ・設計住宅性能評価手続き業務 (手数料は 含む () 円)・含まない)

- ・第三者機関による設計照査業務 (手数料は 含む () 円)・含まない)

- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務

- ・リサイクル計画書の作成

- ・ 概略工事工程表 (工期算出用) の作成

- ・日影図の作成

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 現地調査を行う場合は、担当者及び対象建物の管理者と協議を行うこと。
- e. 業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、担当者と協議を行うこと。
- f. 成果品については、雲南市営繕工事積算チェックリストに基づき確認を行うこと。
- g. 概略工事工程表は、週休2日工事の実施を想定して作成すること。

(2) 打合せ及び記録打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 最終提出時
- d. その他 ()

(3) 業務実施に関する届出

- a. 委託契約締結後速やかに下記書類を提出する。
管理技術者及び担当技術者届、業務工程表、業務計画書
- b. 業務が完了した場合は業務完了通知書を提出し、提出物について検査を受ける。

5. その他

(1) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(2) 貸与資料等

貸与資料（敷地測量データ）

(3) 施工後の事後調査への協力

受託者は、雲南市が実施する事後調査（竣工後、一定期間を経過した後に実施する施設調査）の対象となった場合は、これに立会し協力しなければならない。

6. 成果品

a. 設計図書（別表2のうち必要と認められるもの）

原図（A3） 部

製本（A3） 2部

CADで作成した場合には、その図面データ

b. 設計書 1部

c. 数量拾出表 1部

d. 見積書及び見積比較表 1部

e. 参考カタログ等 1部

f. 省エネ計算書 1部

g. 概略工事工程表 1部

h. 雲南市営繕工事積算チェックリスト 1部

i. その他（協議により決定したもの）

7. 建築士法に基づく手続き

- (1) 契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。
- (2) 契約締結後は、速やかに、建築士法第24条の8に基づく書面の交付を行うこと。

8. ウィークリースタンス実施要領の適用について

本業務は「雲南市ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、初回打合せ時に取組目標を確認し打合せ簿に整理すること。また受注者は業務終了時に別表3「ウィークリースタンス実績報告シート」を提出すること。